

平成 30 年 5 月 16 日

森林経営管理法案に対する質問

国民民主党・新緑風会 徳 永 エ リ

国民民主党・新緑風会の徳永エリです。只今、議題となりました、森林経営管理法案について会派を代表して質問させていただきます。

役所の行政文書の隠蔽、改ざん、データの不備と続いておりますが、実は、今回の森林経営管理法案の説明資料でも、恣意的なつくりかえが判明していたのです。一部新聞にも報道されました。林野庁は、参議院農林水産委員会での我が会派の指摘に、斎藤大臣も「これ直すべきではないか」とご答弁され、林野庁は即座に修正を行いました。意識・意向調査の資料を都合よく解釈、作り変え、法案の必要性の根拠となるように、印象操作をしたのです。農林水産省・林野庁には今後このようなことがないように猛省を求めます。

さて、新たな森林管理システムを構築するための本法案は、民有林において、森林所有者の森林管理の責務を明確化し、森林所有者が、自ら林業経営を行わない場合には、市町村に、経営・管理を委託すること、さらに、市町村から民間事業者に林業経営を再委託することなどにより、林業経営の効率化を図り、森林を適正に管理し、林業の持続的発展と、森林の持つ多面的機能の発揮に資するものとしています。この新たな仕組みを前提として、平成 31 年度税制改正において、いわゆる森林環境税及び森林環境譲与税の創設が予定されており、予算が増額され、森林吸収源対策としての森林の整備が進むものと、期待されています。

(本法案の提出に至る経緯)

しかし、本法案の提出に至る経緯を見ますと、官邸主導で成長戦略の名の下にこの 5 年、岩盤規制を破壊し、民間企業の参入を図り、農業分野の改悪を繰り返してきた、規制改革推進会議の企みが透けて見えます。農業の次は、林業。平成 29 年 9 月に設置された規制改革推進会議の農林ワーキング・グループでは、主な審議事項の一つに「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進」が位置付けられ、「小規模零細で経営意欲を失っている森林所有者の経営を、意欲と能力のある林業経営

体に集積・集約化する」との考えが示されています。何をもって、森林経営の「意欲がある」「能力がある」業者と認定をするのでしょうか。さらに、林野庁は、「林業経営の経験のない民間企業や外国資本の新規参入も、一定の要件を満たせば排除しない」としています。

昨年11月29日の規制改革推進会議の森林・林業改革の第2次答申では、「日本は国土面積に比して世界でも有数の森林面積を持ち、しかも、これまでは育てるだけで売り上げに結びつかない保育の時期にあった人工林の約半数が林齢50年以上となり、本格的に伐採して活用する時期（主伐期）に移行しつつある」としています。新たな森林管理システムのもと、民間事業者がどんどん林業経営に参入し、木を伐採し、販売まで行うことが、「林業イコール伐採業」という領域に一気に追い込まれるのではないかと大変に心配しています。国民の共有の財産である森林が今後適切に維持・管理されるのか、本法案の内容をきめ細かくチェックする必要があります。

そこで、本法案の懸念事項に関し、以下、斎藤農水大臣に質問をさせていただきます。

（木材生産と輸出）

まず、木材生産と輸出について伺います。

我が国の木材産出額は、昭和50年代半ばから減少傾向で推移しており、現在の産出額は、昭和50年代の4分の1の水準まで落ち込んでいます。しかしながら、ここ数年、減少傾向にも歯止めがかかり、回復の兆しが見られます。その理由の一つは、輸出の拡大です。平成29年における我が国の木材輸出額は326億円、前年比にして37%の増加となっており、38年ぶりに300億円を超えました。輸出先を国別に見ると、対中国が145億円、続いてフィリピンが74億円、韓国が37億円となっています。特に中国への輸出額は、前年比で61%の増加となっています。そこで、木材の輸出について政府の方針を伺います。

（森林の「主伐期」と資源の活用方法）

これまで林業は、必ずしも「もうかる産業」とはみなされてきませんでした。しかし、戦後の拡大造林期から50年、我が国の森林資源が充実し、さらに、木材の輸出による「成長産業化」に向けた環境が整いつつあるとするならば、この儲かるチャンスを、外国資本を含む民間企業が見逃すはずはありません。

我が国の林業は、昭和 39 年に木材輸入が自由化されて以降、衰退が始まったと理解されていますが、衰退の本当の理由は、戦前から続く過剰な伐採により、森林資源が枯渇してしまったことにあると考えられます。森林資源が再び充実してきたこのタイミングで、一気に主伐・皆伐を進めることにより、同じ過ちを繰り返してしまうのではないかと危惧しますが、この点について農林水産大臣の御見解を伺います。

(森林所有者の責務と外国資本)

次に、森林所有者の責務について伺います。本法案の第 3 条第 1 項は、「森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない」と、森林所有者の責務について定めており、今後森林を適切に維持管理していくために必要な規定であると評価します。

一方で、私の地元北海道では、近年、外国資本による森林買収面積が広がっています。森林を取得した法人の住所地は、台湾や香港のほか、英領ヴァージン諸島といった租税回避地と見られるところが含まれており、森林の利用目的も「不明」などとされているものが見られます。このような外国人所有者や、素性のよくわからない法人が所有する森林については、どのようにして、森林管理の責務を果たさせるのでしょうか？御説明ください。

(新規参入業者と労働災害)

続いて、新たな森林管理システムにおける林業経営の担い手となる「意欲と能力のある林業経営者」に関し、労働災害のリスクについて伺います。これまで、林業の現場においては、専門的な技術や経験を有する業者が施業を担ってきました。しかし、最近、派遣会社を通して集めた、林業の経験のない若者などを、現場に連れて行って、間伐などの施業を行っているケースがあると聞きます。今後、民間の事業者が、林業経営に参入する中で、経験の浅い労働者が現場で増加すれば、労働災害のリスクが高くなるのではないかと危惧します。ただでさえ、林業における死亡事故を含む労働災害の発生率は、全産業の平均値と比べると突出して高くなっています。事故発生時の対応も、困難を極めます。山の中では携帯電話の電波状況は悪く、また救急車を呼んでも、到着まで非常に時間がかかります。一刻を争う重症の場合、ドクターヘリを呼ぼうにも、着陸できるスペースがありません。

民間事業者の新規参入に当たっては、労働者の要件の適切な設定、これまで以上に、徹底した研修等、安全対策を講ずる必要があると考えますが、政府の御見解を伺います。

(まとめ)

森林は、木材生産としての側面だけでなく、広く国民の利益に資する様々な機能を有しています。質・量ともに世界トップレベルの我が国の森林資源を、適切に保護・管理し、次世代に引き継いでいく。そして、森林の有する様々な機能を十分に発揮させ、その恩恵を国民、地域に対して示す必要があります。そうでなければ、国民に等しくお願いする森林環境税についても、国民の理解を得ることができません。

利益ばかりを優先し、林業の知見を有しない事業者や外国資本の参入を招くことになれば、せつかく育ちつつある貴重な森林資源を、過剰な伐採により損ねてしまうことにつながります。過剰な伐採により森林資源が枯渇し、林業衰退の道をたどってきた過去の経験を繰り返してはなりません。農林水産大臣の御所見を伺います。

本法案には、仮に所有者が森林管理を委託することに同意しなくても、市町村の勧告や知事の裁定によって所有者から森林を取り上げて勝手に「経営管理しても良い」とみなす、強権的な規定もあります。どうか、現場が望む、国民の利益に資する法律の運用となりますことをお願いし、私の質問を終わります。

平成30年5月16日

森林経営管理法案に対する質問要旨

国民民主党・新緑風会 徳 永 エ リ

- 木材生産と輸出
- 森林の「主伐期」と資源の活用法
- 森林所有者の責務と外国資本
- 新規参入業者と労働災害
- 過剰な伐採により林業衰退の道をたどってきた過去の経験

答弁要求大臣：齋藤健農林水産大臣